

改正

平成20年12月22日条例第55号

平成23年3月22日条例第21号

平成30年12月20日条例第44号

令和4年3月29日条例第11号

長浜市企業立地促進条例

長浜市工場設置奨励に関する条例（平成18年長浜市条例第125号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、本市における産業構造の多角化と産業の成長発展を図るため、本市事業者の育成及び市内への企業立地を促進する必要な施策を講じ、もって本市の経済の活性化と雇用機会の増大に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 製造業等 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる製造業、農業、林業、漁業、情報通信業、自然科学研究所、博物館その他の規則で定める事業をいう。
- （2） 工場等 製造業等の用に供する工場、事業所又は研究所をいう。
- （3） 6次産業化施設等 1次産業としての農林漁業と、2次産業としての加工業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組を行う施設のうち、規則で定めるものをいう。
- （4） 所有等 所有権、賃借権その他の工場等又は6次産業化施設等を使用する権限を有することをいう。
- （5） 新設 市内に工場等又は6次産業化施設等を所有等しない者が、新たに市内に工場等又は6次産業化施設等を所有等することをいう。
- （6） 増設 市内に工場等又は6次産業化施設等を所有等する者が、さらに市内に工場等又は6次産業化施設等を所有等することをいう。
- （7） 事業者 工場等又は6次産業化施設等を新設又は増設（以下「新增設」という。）し、営利目的をもって自ら製造業等を行う法人又は個人をいう。
- （8） 公的インキュベーション施設 公共団体等が設置した貸研究施設等を主体とした企業育成施設をいう。
- （9） 常用雇用者 事業者が直接雇用する者で雇用保険法（昭和49年法律第116号）第1条に規定する雇用保険及び健康保険法（大正11年法律第70号）第4条に規定する社会保険の被保険者資格を有する者をいう。

（便宜の供与）

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる便宜を供与することができる。

- （1） 工場等適地及び地域技術に関する資料の整備及び情報の提供
 - （2） 工場等用地の取得及び労働力の確保に対する協力
 - （3） その他市長が必要と認めた事項
- （事業者の指定等）

第4条 次条に規定する助成金の交付を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、工場等又は6次産業化施設等の新增設ごとに市長の指定を受けなければならない。

2 前項の指定の要件は、助成金の種類に応じ、規則で定める。

3 市長は、第1項の指定においては、条件を付することができる。

(助成金の種類等)

第5条 市長は、前条の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）に対し、予算の範囲内で、次に掲げる助成金を交付することができる。

(1) 工場等立地助成金 指定事業者に対して賦課された固定資産税額に相当する額その他市長が特に必要と認める額の範囲内で助成するもの

(2) インキュベーションセンター発立地助成金 長浜バイオインキュベーションセンター又は他の公的インキュベーション施設から移転して市内に工場等を賃借しようとする事業者に対して、当該事業所の賃借料の一部を助成するもの

(3) 雇用促進助成金 前2号のいずれかの助成金を受ける指定事業者に対して、新規常用雇用者数に応じた額を助成するもの

(4) 6次産業化施設等立地助成金 6次産業化施設等を新增設しようとする指定事業者に対して、新增設するために必要な費用の一部を助成するもの

(5) 工場等用地造成助成金 工場等を新增設しようとする指定事業者に対して、新增設するために必要な造成（規則で定めるものをいう。）にかかる費用の一部を助成するもの

2 前項の助成金の交付内容は、規則で定める。

(交付の申請等)

第6条 指定事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、当該年度ごとに市長に申請して交付の決定を受けなければならない。

(指定申請内容の変更)

第7条 指定事業者は、第4条の規定による申請の内容に変更が生じたとき、又は事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくは休止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、及び既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 規則に定める指定の要件を欠くに至ったとき。

(2) 市税を滞納したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。

(4) 事業を廃止し、又は6か月以上休止したとき。

(5) その他市長が助成金を交付することが不適當であると認めたとき。

(承継)

第9条 指定事業者に譲渡、合併等の事由が生じ、規則で定めるところにより承継の申請があったときは、当該事業が継続されると認められる場合に限り、第4条の規定による指定が承継されたものとみなす。

(報告及び調査)

第10条 市長は、指定事業者に対し、必要に応じて報告若しくは資料の提出を求め、又は実地調査をすることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定を受けた工場等について適用し、この条例の施行の日の前日までに指定を受けた工場等については、この条例による改正前の長浜市工場設置奨励に関する条例（平成18年長浜市条例第125号）の例による。

(長浜市税条例の一部改正)

- 3 長浜市税条例（平成18年長浜市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第54条の5各号列記以外の部分中「前2条」を「第54条の3又は第54条の4」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 当該企業立地計画が滋賀県知事の承認を受けていること。

(2) 当該企業立地計画に従って行う事業

(3) 対象固定資産の取得時期及び取得価額

第54条の5を第54条の6とし、第54条の4の次に次の1条を加える。

(集積区域における固定資産税の不均一課税)

第54条の5 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第14条第3項の規定により滋賀県知事の承認を受けた企業立地計画に従って行う事業（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下この条において「総務省令」という。）第4条に規定する業種のうち、企業立地促進法第5条第5項の規定により同意を受けた産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）に定める指定集積業種に限る。）のための施設のうち、総務省令第3条に規定するものを、企業立地促進法第5条第5項の規定による基本計画の同意の日から起算して5年以内に設置した者について、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地で、総務省令第5条第2項に規定するもの（以下この条及び次条において「対象固定資産」という。）に対しては、第62条第1項の規定にかかわらず、納税義務者の申告により不均一の課税とする。

- 2 前項に規定する不均一課税は、対象固定資産について初年度以降3か年度に限り、初年度にあつては100分の0.7、第2年度（初年度の翌年度）にあつては100分の1.05、第3年度（第2年度の翌年度）にあつては100分の1.225の税率とする。

附 則（平成20年12月22日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月22日条例第21号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月20日条例第44号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日条例第11号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。